

災害救助法適用地域における特別措置のお知らせ

災害により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

労連共済本部では、災害救助法が適用された対象地域にお住まいのご契約者の皆さまからのお申し出により、共済金等の請求ならびに保険料等の掛金支払い猶予などの特別措置を実施しております。

1. 年金共済《ひろがり》

年金共済《ひろがり》の一部払出請求は、年間スケジュールにて受付締切日および送金予定日が決まっていますが、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者さまから一部払出請求の申請があった場合、所定のスケジュールに関わらず速やかに指定の口座に送金いたします。

【一部払出請求 当面のスケジュール】

労連共済本部締切日	送金予定日
7月14日（水）	8月11日（水）
7月28日（水）	8月25日（水）
8月13日（金）	9月10日（金）

<お問い合わせ>

労連共済本部（年金共済担当）

TEL 03-5297-6171 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

2. 退職者生命共済《あいあい》《あいあい50》

災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者さまから共済金請求の申請があった場合、迅速に対応いたします。

また、死亡事実の記載のある住民票（または、戸籍抄本）の提出により、死亡診断書の提出を省略することができます。

<お問い合わせ>

労連共済本部（退職者共済担当）

TEL 03-5297-6175 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

3. 疾病共済《やすらぎ》

災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者さまからのお申し出により次の特別措置を実施いたします。

(1) 保険料のお払込猶予期間の延長（最長6ヶ月間）

(2) 保険金等のお支払い

<特別措置に関するお問い合わせ>

「ジブラルタ生命コールセンター」

TEL 0120-37-2269 受付時間：平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00（日祝を除く）

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページ「防災情報のページ」
(URL:http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)をご確認ください。